

年 月 日

育英生 様

大阪狭山市教育委員会



育英金返還請求通知書

大阪狭山市育英金貸与条例第7条の規定により、下記のとおり返還されるよう通知します。

記

- 1 返 還 請 求 額 円
- 2 貸与した期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 返 還 方 法 年 月より、年賦又は月賦の何れかの方法により返還するものとする。
ただし、返還期間は、貸与した期間の2倍を限度とする。

※ 返還方法について、年賦又は月賦の何れの方法をとるかを別紙「返還報告書」により、
年 月 日()までに報告してください。